

社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
ゆたか苑指定居宅介護支援事業所 重要事項説明書

令和6年4月1日

1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

連絡先	03-3959-2140（通常は月曜日～金曜日の午前9時～午後6時） （但し、休業日を含め営業時間外の緊急連絡も上記電話番号で承ります）
担当者	介護支援専門員（ケアマネジャー）

2 施設の概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

施設名称	社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会 ゆたか苑指定居宅介護支援事業所
所在地	東京都豊島区長崎3丁目26番4号
介護保険指定番号	指定居宅介護支援事業所（東京都 1371600048号）
所長	薄井正和
管理者	主任介護支援専門員 庄司早苗
サービス提供地域	豊島区 左記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください

(2) 当事業所の職員体制

職 種	常勤	業務内容
所 長（併設事業所兼務）	1名	事業所の統括
管理者（主任介護支援専門員）	1名 （介護支援専門員兼務）	業務管理 ケアプラン作成 給付管理 認定調査 連絡調整等
介護支援専門員	1名以上（専従/常勤換算）	ケアプラン作成 給付管理 認定調査 連絡調整等

(3) 営業時間

平日	通常は午前9時～午後6時
土・日・祝祭日	定休日（但し、年末年始の12月29日～1月3日までは休業）

(4) 料金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。ただし介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業所に支払われない場合があります。利用者は1ヶ月につき、別紙料金表の中にある費用を事業所に支払うものとし、支払いを受けた事業所はサービス提供証明書及び領収書を発行致します。サービス提供証明書及び領収書を市区町村介護保険担当窓口へ提出することにより、払い戻しを受けられます。

別紙料金表を参照ください。 ※ 利用者の費用負担は原則ありません。

3 運営規程の概要

(1) 目的

ゆたか苑指定居宅介護支援事業所が行う指定居宅介護支援事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とします。

(2) 方針

- 1 当事業所の職員は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じ、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の立場に立って援助を行います。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう中立な立場でサービスを調整します。
- 3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとしします。

(3) 提供方法等

- 1 利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して、支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行います。

- 2 課題分析の結果と利用者の希望に基づき、居宅サービス計画の原案を作成します。その際、複数のサービス事業者の紹介が可能です。また、サービス計画書に位置付ける理由の説明を行います。選択制対応の福祉用具の提供にあたっては、福祉用具貸与と特定福祉用具販売について十分説明を行い、利用者の選択においては必要な情報を提供すること及び医師や専門職の意見や利用者の身体状況を踏まえて提案を行います。
 - 3 新規利用時や認定更新時・概ね半年毎・必要時、利用者・事業所・介護支援専門員とサービス担当者会議を行い居宅サービス計画を決定し交付します。やむを得ない理由でサービス担当者会議を開催しない場合については担当者に対する照会等を行い担当者から意見を求めます。
 - 4 利用者を毎月訪問し、事業所と連絡調整を行い、居宅サービス計画の実施状況を把握し、毎月利用票を提供し、モニタリングの結果を記録します。
 - 5 要介護認定を受けている利用者が要支援認定を受けた場合には、地域包括支援センターに当該利用者にかかる必要な情報を提供する等の連携を図ります。
 - 6 介護保険施設への入所を希望した場合は介護保険施設への紹介その他便宜を提供します。
 - 7 通常の事業の実施地域は、豊島区です。左記以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援等に要した交通費は、その実額を徴収します。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収します。
豊島区内は無料、本事業所から片道おおむね 20 km 以上の場合、1 km につき 30 円。
 - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名捺印）を受けるとします。
- (4) 個人情報保護・秘密保持・個人情報使用同意書
- 1 利用者の個人情報の取り扱いについては、本法人「個人情報保護規程」並びに「特定個人情報取扱規程」に基づいて取り扱うものとします。
 - 2 事業者・介護支援専門員および事業者の使用する者は、サービスを提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
 - 3 個人情報使用同意は、個人情報使用同意書により同意を得ます。
- (5) 虐待防止
- 1 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため次の措置を講じます。
 - ① 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備
 - ② 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - 2 サービス提供中に当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを区市町村に通報します。
- (6) 身体的拘束等の適正化の推進
- 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。
- (7) ハラスメント対策
- 適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場における性的な言動や優越的な関係を背景とした言動等によるハラスメントの他、利用者やその家族等から受けるハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための対策を講じます。
- (6) 事業継続の取り組み
- 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の継続的な提供や、非常時の体制で早期の業務再開を図るための「業務継続計画」を策定、全職員に対して周知するとともに、当該計画に従い必要な措置を講じます。また、必要な研修及び訓練を定期的実施し、定期的に業務継続計画の見直しや必要に応じて当該計画の変更を行います。また感染症の予防及びまん延の防止のため措置として、以下の対策を講じます。
- ① 委員会を、概ね 6 カ月に 1 回以上開催するとともに、その結果について全職員へ周知徹底。
 - ② ②指針の整備。
 - ③ 当事業所全職員に対し、研修及び訓練の定期的な実施。
- (8) 医療との連携

居宅介護支援が適切に提供できるよう医療機関と連携します。入院時には必ずご家族等から担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関に提供いただくようお願いいたします。

(9) ケアプランの届出

利用者の自立支援等の観点から、国の定める基準の訪問介護（生活援助中心型）をサービスに位置付ける場合には、保険者にケアプランの届け出を行います。

4 サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

お電話か来所のうえ、お申し込みください。介護支援専門員がお伺いいたします。契約を締結したのち、サービスの提供を開始します。

(2) サービスの終了

① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

文書でお申し出下さればいつでも解約できます。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合。

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合があります。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

③ 自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・利用者が介護保険施設に入所した場合
- ・介護保険給付を受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)、要支援1、2と認定された場合。
- ・利用者が死亡もしくは被保険者の資格を喪失した場合

④ その他

利用者やご家族等が当事業所や介護支援専門員に対し本契約を継続しがたいほどの迷惑行為やハラスメント行為を行った際は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

5 事故及び緊急時の対応方法・賠償責任

(1) 事故の対応

利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講ずるものとします。

(2) 緊急時の対応

ご利用者の容体に変化等があった場合、医師に連絡する等必要な処置を講ずる他、ご家族の方に速やかに連絡いたします。なお、協力医療機関での対応が困難な場合には、近隣の救急病院等への搬送もあります。

(3) 賠償責任

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を提示賠償します。

	氏名	続柄	住所	電話番号
緊急連絡先			〒	(自宅) (携帯)
			〒	(自宅) (携帯)

6 サービス内容に関する相談

(1) ご利用者相談・苦情担当

担当者 所長 TEL03-3959-2140 FAX03-3959-2149

(2) その他（区市町村、都道府県の相談・苦情窓口等でも受け付けています。）

豊島区役所介護保険課 TEL03-3981-1318（直通）区役所開庁日のみ 8：30～17：00

東京都国民健康保険団体連合会 TEL03-6238-0177（直通）

7 当法人の概要

名称・法人種別 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
代表者役職・氏名 理事長 飯山 幸雄
本部所在地 東京都新宿区原町3丁目8番地
TEL03-3341-7161 FAX03-3341-7165

8 高齢者支援系グループ施設

特別養護老人ホーム フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム、ゆたか苑、ひかり苑
養護老人ホーム 万世敬老園
軽費老人ホーム サンホーム、ライトホーム
救護施設 昭島荘
短期入所生活介護事業 フジホーム、ニューフジホーム、原町ホーム、ゆたか苑、ひかり苑
認知症対応型共同生活介護事業 グループホームかえで、原町グループホーム
老人デイサービスセンター フジ・デイサービスセンター、東大和市ふれあいデイセンターひかり苑
地域包括支援センター 新宿区榎町高齢者総合相談センター、昭島市中部地域包括支援センターあいぽっく
居宅介護支援事業所 フジホーム、原町ホーム、ゆたか苑、
小規模多機能型居宅介護事業 原町小規模多機能居宅介護センター、昭和郷小規模多機能居宅介護センター
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 昭和郷訪問介護センター
サービス付き高齢者向け住宅 高齢者住宅さくらガーデン

居宅介護支援事業のサービス開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基ついて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業所 〈住 所〉 東京都豊島区长崎3丁目26番4号
〈事業所名〉 社会福祉法人 恩賜財団 東京都同胞援護会
ゆたか苑 指定居宅介護支援事業所
〈代表者名〉 所 長 薄井 正和 印
説明者 介護支援専門員
氏 名 庄司 早苗 印

私は、契約書および本書面により、事業所から居宅介護支援事業についての重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者 〈住 所〉
〈氏 名〉 印
家族
身元引受人 〈住 所〉
〈氏 名〉 印
〈続 柄〉